

議案第 6 5 号

令和 7 年度 亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

令和 7 年度 亀山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金
9 7 , 1 1 9 , 4 0 0 円のうち 8 , 2 1 3 , 7 5 0 円を減債積立金
に、2 1 , 0 0 8 , 7 3 3 円を建設改良積立金に積み立て、
6 , 4 4 2 , 0 2 5 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものと
し、併せて令和 7 年度 亀山市工業用水道事業会計決算について、別
紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

令和 7 年度 亀山市工業用水道事業会計決算書及び決算審査意見書

提案理由

剰余金の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に
より議会の議決を求め、決算について同法第 3 0 条第 4 項の規定に
より議会の認定を求める。